鳥取市環境審議会（平成２５年度第３回）　議事録

１．日　時　平成２６年３月１４日（金）１３：３０～１４：４５
２．場　所　鳥取市鍛冶町１８番地２
　　鳥取県東部広域行政管理組合分庁舎２階大会議室
３．出席者　（委員）
　　岡崎会長、房安副会長、榎委員、杉本委員、増田委員、乾委員、竹本委員、
　　山本委員、牛尾委員、平尾委員
　（事務局）
　　藤井部長、牧課長、山本課長補佐、谷重主査、佐々木主査、房安主幹、
　　藤井主任、淺井主事
４．審議事項
　（１）鳥取市内の工業団地における騒音規制の地域指定に係る答申について
　（２）消費税率引き上げ（５%～８%）に係るごみ処理手数料の改定に係る答申について
５．議事録署名委員選出　榎委員、竹本委員
６．議事概要　以下のとおり（注：発言内容は一部要約して掲載しています）

発言者	発言内容
事務局	定刻になりましたので、只今から、平成２５年度第３回鳥取市環境審議会を開会いたします。
藤井部長	（あいさつ）
事務局	それでは、これ以降の進行につきましては、岡崎会長に議長をお願いいたします。
会長	それでは、審議会日程３番目は議事録署名委員選出となっています。榎委員、竹本委員にお願いしたいと思います。よろしいですか。 ４番目の議事に入ります。１番目の「鳥取市内の工業団地における騒音規制の地域指定に係る答申について」、前回委員から質問等がありました件について、回答を含めて事務局から説明をお願いします。
事務局	（資料説明）
会長	ありがとうございました。青谷町の協定書ですが、以前に町が企業と約束を結んでいたということでしょうか。
事務局	青谷駅南工業団地の中に何社かありますが、協定は後に入ってきた１社と交わしています。
会長	県条例との関係がありますが、県の方はこのことは知らなかったということでしょうか。
委員	この協定は県条例と比べて有効になるのでしょうか。
事務局	県条例の基準を順守する必要があります。また、河原町でも企業ごとに結ばれていました。国府町の糸谷工業団地についても各企業と建設にあたっての協定を結ばれていたようです。

発言者	発言内容
委員	今回は鳥取市全体の工業団地の騒音規制を整理された、ということで良かったでしょうか。
事務局	そのとおりです。今回は騒音規制についてでしたが、振動や悪臭等の規制もございますが、新市域にはないという状況です。旧市域には用途地域に基づいて指定している状況です。
会長	県に深夜騒音にかかる条例の規制がありますが、複雑になっていたため今回整理をしました。振動と悪臭については、県の条例がないため、旧市域と新市域との間に不整合が残っている、という理解でよろしいでしょうか。 続きまして、答申（案）についてご説明をお願いします。
事務局	（説明）
会長	事務局の方で、答申（案）を考えていただきましたが、ご意見はありますでしょうか。
委員	趣旨について異存はありませんが、何点か質問をいたします。「可燃物処理施設」となっていますが、第１回目の審議会では「可燃物処理場」となっていたと思います。施設というと物であって、土地のことではないと思いますが、これは適切でしょうか。２点目が文章中に「さらに」とありますが「並びに」の表現の方が自然ではないでしょうか。理由の中の「なお、本審議会では、～」については、前文と並べるとしっくりこないと思います。あと、答申（案）のタイトル表記の仕方が諮問書と改行箇所が変わっているなど、細かいところで申し訳ないが気になりました。
事務局	「可燃物処理施設」については、担当課では「処理施設」という文言を使う場合が多いため、「処理施設」を使ったものです。委員が言われますとおり、機械類を示すこともありますので、表現を検討します。二つ目の文法上のことについて、また、中盤部分の文章についても併せて検討したいと思います。
事務局	タイトルの改行については諮問と同じように、「～消費税率引き上げ」までを１行目に修正いたします。
委員	以前の話ですが、青谷駅南工業団地で現在はすでに倒産した会社でありますが、染色工場を営み、近くの河川を汚していた状況がありました。その会社に対して河川を汚さないように、何日かおいて上澄みから流すなどの指導を行ったことがあります。騒音については、工業団地がＪＲに隣接しており、むしろ汽車の音の方がうるさいということもあってか、特にクレームはなかったと思いますが、河川の汚れに対するクレームはありました。
事務局	先ほど、振動と悪臭について、旧市域ではあるが新市域にはないと説明をしましたが、担当に確認したところ、悪臭については合併前から各町の一部地域にあるとのことでしたので、訂正いたします。
会長	ありがとうございました。他にご意見がなければ、先ほど何点かありましたがそれらを踏まえて、答申の最終文案を作成していただけたらと思います。 続きまして、ごみ処理手数料の改定について、こちらも前回からの議論につい

発言者	発言内容
	て事務局よりご説明をお願いします。
事務局	（説明）
委員	附帯意見のところですが、今回値上げをしないで済んだということをわかりやすいように表現してはどうでしょうか。
委員	前回、委員から出た意見というのは、減量化とかいろいろな努力をやっていることから、今回の消費税値上げにともなって値上げをしなくてもすむという趣旨だったと思います。 私は附帯意見の中で、「～市報等で市民へ周知をする」とありますが、委員会が市長へ意見をするのだから、「周知をする」ではなく、「周知をされたい」とかの表現の方がよいと思います。
会長	他に意見がないようでしたら、いただいた意見を基に、文章表現の検討をお願いしたいと思います。 その他ということで、皆様から日頃の環境行政について、ご意見等がありましたら意見をいただき、市の環境政策のヒントにしていただけたらと思います。
委員	前回、環境基本計画を作り、公園の緑とか、生垣とかを大切にしようという趣旨のものがあったと思います。 先日、弥生橋通りを通ったのですが、以前はクスノキの街路樹があったと思うのですが、全部きれいに切られていました。どういういきさつでなくなったか、もしご存知でしたら教えてほしいです。
部長	以前、都市整備部道路課にいたのですが、弥生橋通りは今も、昔の平板ブロックという、３０センチくらいのブロックを並べた歩道です。ここはかなり年数が経って、がたついたものもあり、車いすや自転車が利用するのに支障をきたし、さらに木の根がブロックを持ち上げて環境が悪いという状況の中で、地元から道路整備をずっと要望されていました。これまで長年かけて検討してきたのですが、この度、道路整備の設計が終わり、地元に説明し、実際に整備に係る段取りとなりました。その前段として邪魔となっている木を切って、道路整備を行い、その後に、また木を植える予定となっております。
委員	どうでしょうか、いかにも日本的だと思うのですが。
部長	片原通りについては県が行ったのですが、その際も木を切って、道路整備後に木を植えております。弥生橋通りの工事では橋から片原通りまでを整備します。なお、自転車道だと歩道と車道を分離することになり、そこまでの幅員が取れないので、片原通りと同じように自転車レーンとして、自転車が走る部分と歩行者が歩く部分との境目の線引を行います。
委員	いろいろな考え方の人がおられるとは思いますが、歩道に何もないのがいいと言う人もあれば、何十年と育った木の価値を大切にされる方もあると思います。どの部局がどういった形で検討をして、すべての木を切ってやり直そうとなるのか。そこに環境部局がどう係わってくるのか気になります。また植えればいいじゃないかというのではどうでしょうか。

発言者	発言内容
部長	緑については、昨年、全国都市緑化とっとりフェアを開催し、それを機にフェアの担当部署だった都市緑化推進室が、緑についてまとめてやるということになりました。これまでは道路の部分は道路課が、公園の部分は都市環境課と各担当課で分かれていましたが、今後は都市緑化推進室が鳥取市緑の基本計画を基に、緑化の推進を行っていきます。
委員	木が切られたことは、私自身もショックでしたが、かなりの人から意見を聞きました。近隣に住む人たちにはいろいろあるでしょうが、遠くから見る人にはすごくいい緑、価値のある緑だったと思います。決していわれがあるものだけが貴重なのではないと思いますので、その辺の認識をよろしくお願いします。
委員	騒音の件で確認ですが、地元への説明をされたということですが、山手工業団地での説明がされていないようですが、対象がなかったということでしょうか。また、山手工業団地は、新しく検討されている可燃物処理施設の隣接地ですが、県の環境アセスメントを進めていると思うのですが、こちらが新しく規制をするということで、環境アセスメントの検討内容との整合性が取れているのでしょうか。
事務局	山手工業団地はこれから新設されるということ、また建設場所が隣接する住宅地から離れていることもあり、説明はしておりません。可燃物処理施設の環境アセスメントについては、事業主体である東部広域が実施しています。
会長	私は県の委員もしているのですが、整合はとれています。アセスメントの手続きの中で、東部広域の方では条例の基準値にかかるという認識がなく、書類にもそういう記述がなかったのですが、アセスメントを審査する過程で、県の夜間の基準がかかるというのがわかり、東部広域は対策を講じています。おそらくそれが発端で、今回このような全体の見直しが進められているのだと思います。
委員	山手工業団地に新規に入ってくる企業は、まだ決まっていないということですか。
事務局	今の段階でどういった企業が入るかという情報は、生活環境課には入ってきていません。
委員	東部地区でレジ袋が有料化になりましたが、スタートした業者は１０社でしたが、その後進んでいるのでしょうか。また、有料化することで業者はそれを環境に反映させるということになっていたと思いますが、実際のところ環境に反映しているのでしょうか。
事務局	レジ袋の有料化については、県内では東部地区のみが行っております。１０社以外の有料化については、県と打ち合わせをし、募集要綱等を作成し申し込みを募りましたが、その後の拡大はありません。事業者を増やすというのが次の課題だと思っております。また、収益金を環境に使われることについては、実際には事業者の収入になるため、事業者の判断によって使い道を考えられており、県のＨＰに全体の公表はされています。ただし各会社の細かい内容までは掲載されていません。

発言者	発言内容
委員	大型ディスカウント店でレジ袋代が無料だと全面的に出す店があるらしいのですが、レジ袋代をとらないことでお客さんを呼ぶというのは、今の市民、行政、小売店が努力している姿に逆行するようなものになると思います。状況を把握し、対応していただきたいと思います。 レジ袋の売り上げを環境に回す件についてですが、レジ袋も実際に経費が掛かっているわけですから、消費者としてこの店はレジ袋代をとっておいて経費に回しているわ、と思うのではなく、店も有料化することは無料の店に対しても、大変な思いをしているわけですから、経費として使ってくださいくらいでいいのではないかと個人的には思います。
事務局	大型ディスカウント店の件については確認します。後の件については、レジ袋にも経費が掛かっているのではないか、という意見もあるかと思いますが、使い道については環境の事業に還元するという申し合わせを行っています。